平成２１年（フ）第６８８号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地５―301
債務者　ストラング尚子（旧姓ハーベック）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６９６号
埼玉県ふじみ野市上福岡６丁目６番18号　荒居ハイツ201
債務者　菊池　房子（旧姓君塚）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６４０号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋855番地の19
債務者　中島　輝信
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７２１号
神奈川県厚木市温水951番地15　コッカースパニエル204
債務者　箭内　信也
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７５６号
神奈川県秦野市並木町７番９号　グリーンアベニュー101号
債務者　新坂　定士
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７７８号
神奈川県小田原市飯田岡114番地の１　グランコート富水205号室
債務者　布施　　保
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７７９号
神奈川県小田原市飯田岡114番地の１　グランコート富水205号室
債務者　布施　眞子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７８７号
神奈川県平塚市横内3247番地　小宮第２ハイツ101号
債務者　高山　壽正
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７８８号
神奈川県厚木市戸田2534番地２
債務者　加藤　　隆
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７９４号
神奈川県厚木市水引２丁目８番38―304号
債務者　杉山利美子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８０１号
神奈川県厚木市妻田北４丁目４番43号
債務者　金子　重幸
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８０８号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本302番地の１　コーポ小川105号
債務者　佐々木義博
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３０４２号
横浜市旭区中白根１丁目１番４―306号
債務者　佐藤　吉彦
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１１０号
神奈川県藤沢市高倉2336番地の２　アーバンハイツ103
債務者　森永　幸喜
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６９５号
横浜市瀬谷区二ツ橋町103番地
債務者　永岡　鉄夫
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８３０号
横浜市栄区飯島町1060番地４－２号
債務者　堀　　義信
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９７２号
横浜市泉区飯田町962番地６　フォンティン21―202
債務者　小川　正敏
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

第明治三十五種郵便物認可